

# 令和 7 年度上三川町障がい者優先調達推進方針

令和 7 年 6 月制定

## 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等

【障がい福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護支援事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護支援を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（２）障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（＊いずれの条件も満たす事業所）

＊ 障がい者の雇用者数が５人以上

＊ 障がい者の割合が従業員の 20%以上

\* 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者

【在宅就業障がい者等】

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業者に対する支援の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 小物雑貨（衣服、身の回り品、装身具、手芸品、石鹸等）
- ・ 農産物（花苗、野菜、果物等）
- ・ 普及・啓発用品類
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 印刷物類（報告書、広報誌、ポスター、リーフレット、チラシ、名刺等）
- ・ 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、部品組立等）
- ・ 施設・公園等の除草・清掃作業
- ・ クリーニング
- ・ 資源回収作業（アルミ缶、段ボール、新聞紙等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和7年度に本町が達成すべき優先調達の目標を以下のとおり定める。

優先調達法の目標額                      100万円以上

7 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を定める。
- (2) 障がい者就労施設等から供給可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。
- (3) イベント等で使用する記念品・啓発物品については、障がい者就労施設等で製作する物品の発注に努める。
- (4) 町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設からの物品等の調達に対す

る理解と協力を求める。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を制定または見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

(3) 調達実績の公表にあたっては、上三川町地域自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映していく。

## 9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度、本方針の見直しを行うものとする。